

一関市農業委員会告示第9号

一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程を次のように定め、平成30年10月1日から施行する。

平成30年9月18日

一関市農業委員会会長 伊藤 公 夫

一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程

(趣旨)

第1 この告示は、空き家バンクに登録された空き家に付属する農地の権利を取得する場合における農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく農地の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条に規定する農地をいう。
- (2) 別段の面積 法第3条第2項第5号の規定により、一関市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 一関市空き家バンク事業実施要綱（平成25年一関市告示第38号。以下「要綱」という。）第2第1号に規定する空き家をいう。
- (4) 空き家に付属した農地 要綱第2第3号に規定する空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地をいう。
- (5) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段の面積)

第3 空き家に付属した農地については、空き家と共に権利を取得する場合に限り、別段の面積は、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、1アールに設定する。

(対象農地及び対象者)

第4 第3に掲げる別段の面積を適用する農地は、次に掲げる事項を全て満たす農地とする。

- (1) 1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が遊休農地である農地であって、所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがない農地
- (2) 空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一である農地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法第3条の権利取得許可の要件に該当する農地

2 第3に掲げる別段の面積の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 一関市空き家バンク事業を利用して空き家及び空き家に付属する農地を同時に購入又は貸借する者

(2) 購入又は貸借した農地で常時農作業に従事することができる者
(提出書類)

第5 別段の面積の適用を受け、権利の取得の申請をしようとする者は、法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、宅地建物売買契約書等の写し（ただし、空き家バンク利用の記載があるもの）を農業委員会に提出しなければならない。

(補則)

第6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。